公益社団法人新宮町シルバー人材センター 適正就業に関する規程

（目　的）

第１条　適正就業に関する規程（以下「この規程」という。）は、公益社団法人新宮町シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員就業規程に基づき、適正な請負又は委任による仕事の受注および公平な就業機会の提供等を確保することを目的とする。

（適正就業ガイドライン）

第２条　センター及び会員は、「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の内容を理解し、遵守し、又は、周知に努めるものとする。

（規程の周知、遵守及び不適正事案の報告）

第３条　センターは、会員にこの規程を周知するものとし、会員は、この規程を遵守し、適正就業に努めるものとする。

２　会員は、就業に際して発注者から指揮命令が行われるなど、関係法令、ガイドライン等に抵触する事案を発見した場合には、センターに報告し、必要な是正を求めるものとする。

（適正な仕事の受注）

第４条　センターは、請負又は委任による仕事の依頼を受けた場合であっても、当該仕事の内容が、関係法令に違反し、又は、ガイドライン等に抵触すると思料されるときには、原則として受注してはならない。ただし、労働者派遣事業での引受けが可能な場合には、その旨を当該仕事の依頼者に提案するものとする。

（就業日数、時間の上限）

第５条　会員の就業日数、時間の上限については、ガイドラインで示される「臨時的かつ短期的または軽易な業務」の範囲を逸脱しないものとする。

（長期就業の是正等）

第６条　公平な就業機会の提供を確保するため、会員が同一職種、同一場所で、一定の期間継続して就業する場合において、その期間は、原則として、就業した時から１年以内とする（これは、１年の就業を保障するものではない。）。この場合において、引き続き１年以内の期間をもって更新することを妨げない。ただし、更新を繰り返す場合でも、就業した時から継続して４年を超えて就業することはできない。

２　前項ただし書きの場合において、会員に就業の交代を通知するときには、当該通知は、就業したときから継続して４年を満了する月の１か月前までに、書面により行うものとする。

３　前第１項ただし書きの場合において、交代する会員が決まらない場合は、交代する会員が決定するまでの間に限り、就業期間の延長を認めることができる。

４　センターは、会員への仕事の提供に当たっては、可能な限り、職種別グループ内の会員間でローテーションを組み、ワークシェアリングを行うよう努めるものとする。

（適正就業委員会）

第７条　センターは、この規程の目的を達成するため、適正就業委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

２　委員会は、適正就業に関する次の事項について検討し、適正就業を推進するとともに、適正就業の趣旨に照らして、発注者からの仕事の引き受け及び会員への提供並びに会員の就業遂行に問題があると認められる場合には当該事案を審議し、理事会に、次条に掲げる措置等を行うべき旨を勧告するものとする。

(1)　会員の就業が、労働関係法令、ガイドライン等に基づく適正な内容とするための実施計画の策定

(2)　不適正な請負･委任契約として都道府県労働局等から改善指導等を受けた事案の分析及び再発防止策の樹立に関すること
(3)　関係法令､ガイドライン等の遵守及び周知に関すること
(4)　適正就業に関する会員への教育に関すること
(5)　その他会員の適正就業に関して必要な事項

3　委員会は、次に掲げる委員をもって構成し、委員は理事長が委嘱するものとする。また、委員会に、委員長を置き、委員の中から互選する。
(1)　理事　　２名
(2)　会員　　４名
(3)　事務局（適正就業担当）　　１名

4　委員の任期は、２年とし､再任を妨げない。委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5　委員会は、委員長が必要と認めた場合に開催する。

6　委員長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めることができる。

7　委員長は、委員会の検討結果を理事会に報告するものとする。

8　委員会は、必要に応じて、会員の就業先の巡回指導等を行い、適正就業の徹底を図るものとする。

（就業停止の措置等）

第８条　委員会は、就業中の会員が次に掲げる事項に該当したときであって、就業に支障があると判断した場合には、理事長に、当該会員に対する就業を停止すべき旨を勧告する。その際、必要があると認められる場合は、当該会員への事実等確認を行うものとし、その内容を理事長に報告するものとする。
(1)　健康上の問題が生じ､30日の期間休んだ時
(2)　発注者又は共同で就業する他の就業会員との間にトラブルを発生させた場合
(3)　就業に関して発注者等から苦情があった場合
(4)　会員就業規程に違反した場合
(5)　会員の就業実態と請負又は委任契約の内容に乖離が認められる場合

2　委員会は、会員に就業の停止を通知する場合には、弁明の機会を与えなければならない。

3　理事長は、委員会から、第１項の就業停止の勧告及び報告を受け、当該会員に就業の停止を通知した場合は、理事会に報告しなければならない。

ただし､第１項第５号に該当する場合には、発注者にも通知するものとする。

（就業停止の解除等）

第９条　センターは、前条第１項第１号に定める理由により就業停止となった会員が、就業再開申請書（様式第１号）により就業の再開を希望した場合、適正就業委員会を開催して就業再開の可否を決定しなければならない。

2　前項の就業再開を希望する会員に対しては、次に掲げる書類を提出させるものとする。
(1)　就業再開の可否に関する意見書(様式第２号)
(2)　誓約書（様式第３号）
(3)　同意書（様式第４号）

3　センターは、委員会から、前項の就業停止の解除の決定を受け、当該会員に就業停止の解除を通知した場合は、理事会に報告しなければならない。

（守秘義務）

第10条　委員は、委員会において知り得た会員の個人情報等について、漏洩してはならない。

（規程の改廃）

第11条　この規程の改廃は、委員会で審議のうえ、理事会において決定する。

（その他）

第12条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

附　則

（施行期日）

この規程は、令和４年８月１０日から施行する。

（長期就業の是正等に関する経過措置）

１　令和４年度に就業開始11年目（満10年）以上となる会員は、令和４年度末をもって終了する。

２　令和５年度に就業開始９年目（満８年）以上となる会員は、令和５年度末をもって終了する。

３　令和６年度に就業開始７年目（満６年）以上となる会員は、令和６年度末をもって終了する。

４　令和７年度に就業開始５年目（満４年）以上となる会員は、令和７年度末をもって終了する。

附　則

この規程は、令和５年３月８日から施行する。

附　則

この規程は、令和５年６月１０日から施行する。

様式第１号

公益社団法人新宮町シルバー人材センター
理事長殿

就業再開申請書

私は、下記の理由により長期に就業できない状態にありましたが、就業を再開させて頂きたくお願い申し上げます。

１．就業停止の理由	（例：○○による、入院治療のため）
２．就業再開の理由	（例：病気が完治し、担当医から就業再開の許可が出たため）
３．就業再開の希望日	令和　　年　　月　　日
４．添付書類	１．担当医師による「就業再開の可否等についての意見書」 ２．会員本人による「誓約書」 ３．会員親族による「同意書」
５．備考	

※就業再開の可否については、適正就業委員会の判断により決定します。

令和　　年　　月　　日

氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

様式第２号

就業再開の可否等についての意見書

氏　　名		生 年 月 日	年　月　日
住　　所			

職　　種	
職 務 内 容	☐ 体を使う作業（重作業）　☐ 体を使う作業（軽作業）　☐ 長時間立位 ☐ 暑熱場所での作業　☐ 寒冷場所での作業　☐ 高所作業 ☐ 車の運転　☐ 機械の運転・操作　☐ 対人業務

病　　名	
現在の症状	
治療の予定	
退院後／治療中の就業再開の　可　否	☐ 可 ☐ 条件付きで可（就業上の措置があれば可能） ☐ 現時点で不可（療養の継続が望ましい）
就業上の配慮に関するご　意　見	（疾患の再燃・再発防止のために必要な注意事項など）
上　記　の措 置 期 間	年　月　日 ～　年　月　日

上記内容を確認しました。

令和　年　月　日　（本 人 署 名）

上記のとおり、診断し、就業再開の可否等に関する意見を提出します。

令和　年　月　日　（主治医署名）

（注）この様式は、患者が病状を悪化させることなく治療と就労を両立できるよう、職場での対応を検討するために使用するものです。この書類は、患者本人からセンターに提供され、プライバシーに十分配慮して管理されます。

様式第３号

公益社団法人新宮町シルバー人材センター
理事長殿

誓　約　書

私は、センターが加入するシルバー保険は、傷害保険および賠償責任保険のいずれにおいても、持病を起因とする事故については保障の対象外であることを理解し、いかなる事故も自己責任で解決し、センターへは一切ご迷惑をかけない事を誓約します。

令和　　年　　月　　日

氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

様式第４号

公益社団法人新宮町シルバー人材センター
理事長殿

同　意　書

生年月日：

氏　　名：

私は、上記の者が公益社団法人新宮町シルバー人材センターの会員として就業するにあたり、同人とセンターとの間には雇用関係がないこと、労災保険等の保障がないこと、いかなる事故も自己責任で解決する必要がある事を理解し、同人が自己責任で解決できない場合は、私が、その責任の一切を引き受け、センターにご迷惑をおかけしない事をお約束し、同人の就業再開を希望する事について同意します。

令和　　年　　月　　日

住所：

本人との続柄：

氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印